

江戸川区道に関する自費工事承認基準

昭和52年11月1日施行

〔注〕平成29年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和56年7月26日施行

昭和63年10月15日施行

平成3年4月15日施行

平成7年4月1日施行

平成14年12月1日施行

平成15年12月1日施行

平成17年4月1日施行

平成29年12月1日施行

令和元年8月1日施行

江戸川区道に関する自費工事承認基準

(総則)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づき、適用することとする。

一部改正〔平成29年12月1日施行〕

(目的)

第2条 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）が、車道から歩道又は側溝等の施設を横断して、車庫、倉庫、駐車場等（以下「収容施設」という。）に乗り入れるための諸施設（以下「乗入れ施設」という。）を設置する場合及び何らかの理由により道路の一部を形態変更する場合の工事承認基準を定めることにより、もって沿道住民の利便及び良好な道路環境との調整並びに歩行者等の交通安全を図ることを目的とする。

一部改正〔平成29年12月1日施行〕

(工事基準)

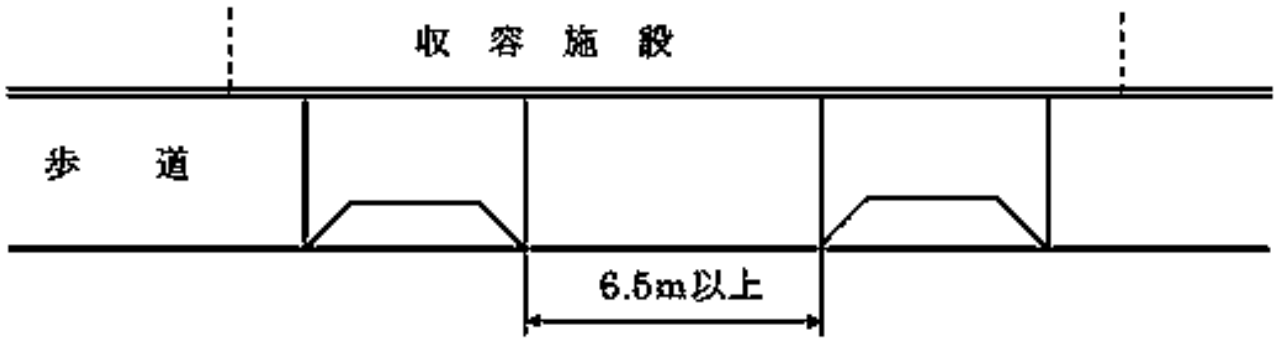
第3条 工事基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 歩道切下げ

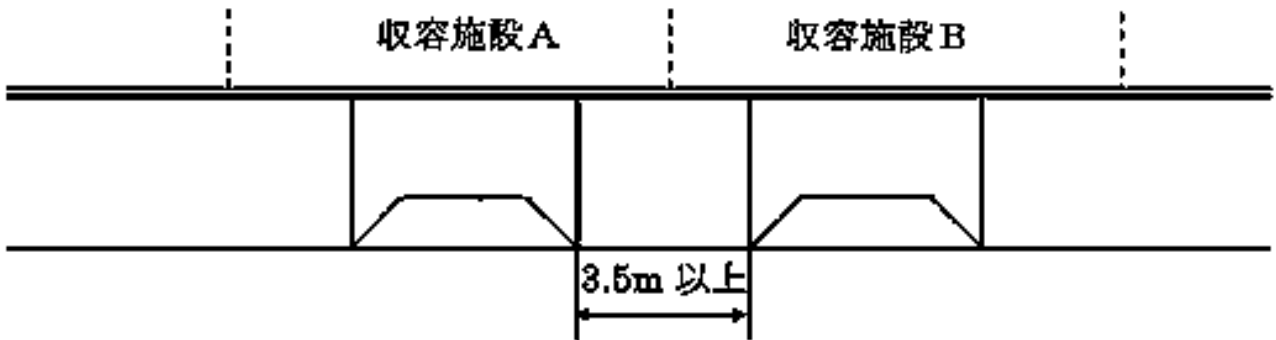
乗入れ施設を設置するに当たっては、原則として次によるものとする。

ア 同一収容施設に複数設置できる数は2か所までとし、その設置間隔は6.5メートル以上とす

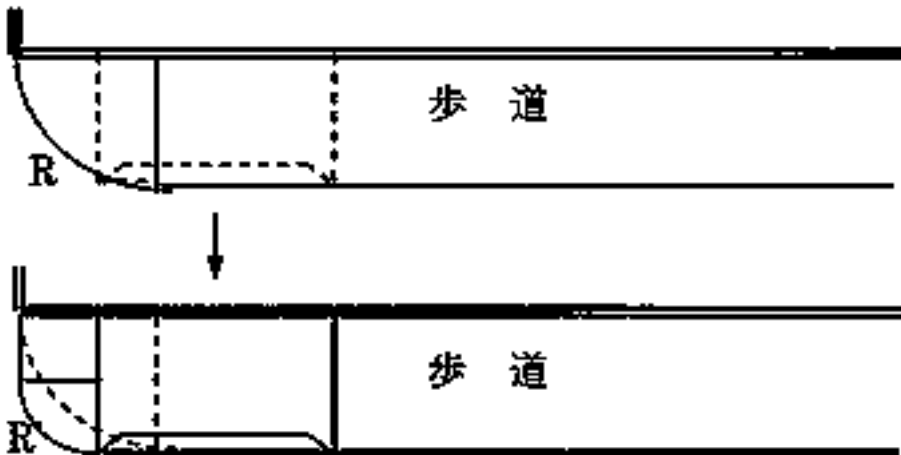
る。



イ 独立した収容施設が連続する乗入れ施設を各々に設置し、近接する場合の間隔は3.5メートル以上空けるものとする。



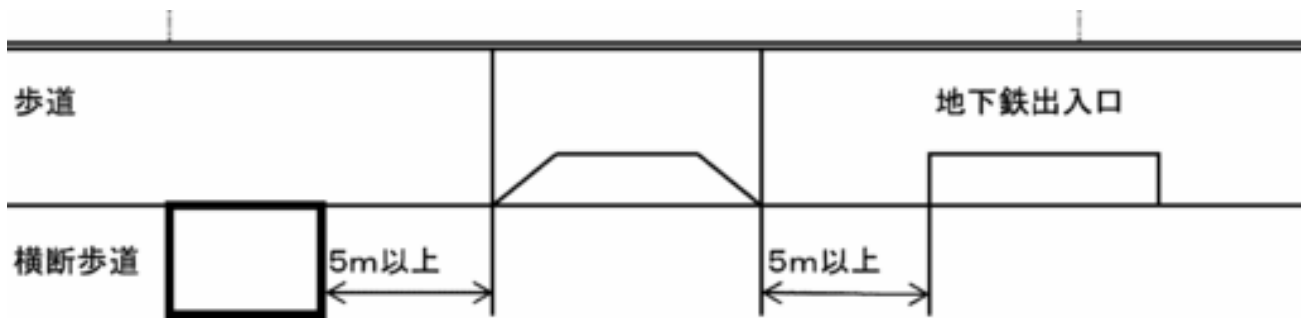
ウ 街角曲線及び街角剪除曲線部分には、乗入れ施設を設置できないものとする。ただし、街角剪除曲線部分の曲線半径を変更できる場合は、支道の交通流に支障を及ぼさない限りにおいて設置できる。



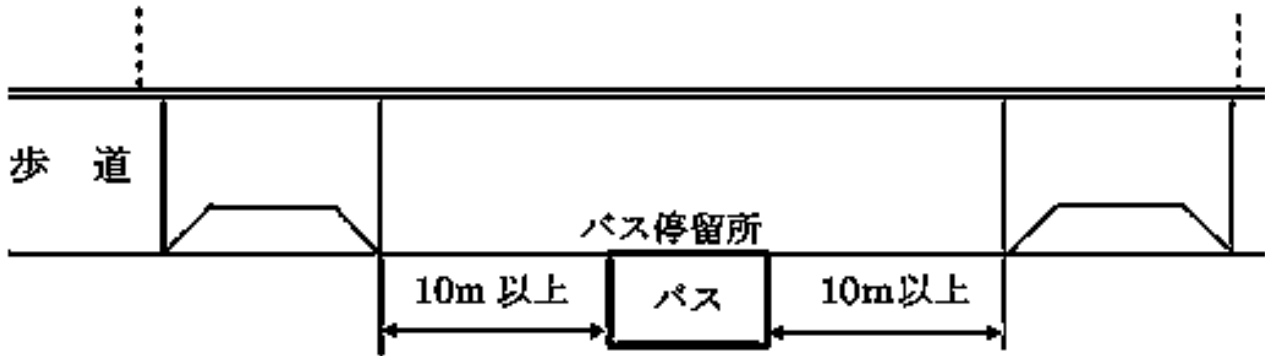
R' については、当該支道の交通流により決定する。

エ 横断歩道及び地下鉄出入口付近に乗入れ施設を設置する場合にあっては、5メートル以上（この場合において、横断歩道は標示線の外側から測るものとする。）、バス停留所付近に乗入れ施設を設置する場合にあっては、バス停止位置の外側から10メートル以上離さなければならないものとする。

(ア) 横断歩道及び地下鉄出入口付近に設置する場合

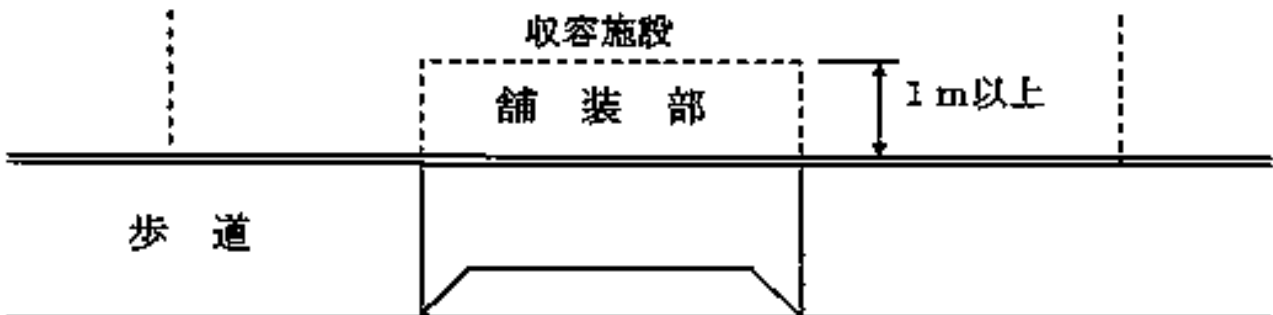


(イ) バス停留所付近に設置する場合



オ 街きょ柵(ます)等の部分には、乗入れ施設を設置できないものとする。ただし、雨水排水に支障のない場合はこの限りでない。

カ 収容施設内が未舗装の場合は、切下げ部に接する民地部分を、幅1メートル以上舗装するものとする。L形切下げの場合についても、同様とする。



キ 乗入れについては、歩車道境界線に対して直角であること。

ク その他やむを得ない場合は、現況に応じて協議し、別途指示する。

ケ 切下げの延長

下表を標準とする。

(単位：m)

種別	収容施設の種別	延長
A型	軽自動車を収容する施設	3.03
B型	小型自動車を収容する施設	4.24

収容施設

	(8 の一部並びに 4、5 及び 6 ナンバー)	
C 型	小型自動車を収容する施設で前面道路の幅員が狭い場合	5.45
D 型	普通自動車を収容する施設 (8 の一部並びに 1、2 及び 3 ナンバー)	7.27

(注1) 自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条による。

(注2) 表中の延長を超える乗入れ施設は、車道幅員と自動車の回転半径の軌跡等設置の必要性を実証できる資料があれば、必要最小限の延長で設置することを認める。ただし、乗入れ自動車により埋設物の防護、舗装構造等について特別な条件を付するものとする。

コ 切下げの構造

(アスファルト・コンクリート舗装)

項目 種別	切下げ延長 (m)	アスコン部		粒度調整砕 石 (RM-40)	舗装厚	断面図
		表層	基層			
A 型	3.03	再生密粒度 5 cm	再生粗粒度 5 cm	20cm	30cm	(ア)
B 型	4.24					
C 型	5.45					
D 型	7.27	密粒度ポリ マー改質 型 5 cm	再生粗粒度 15cm	15cm	35cm	(イ)

(注1) カラー舗装構造については別途指示する。

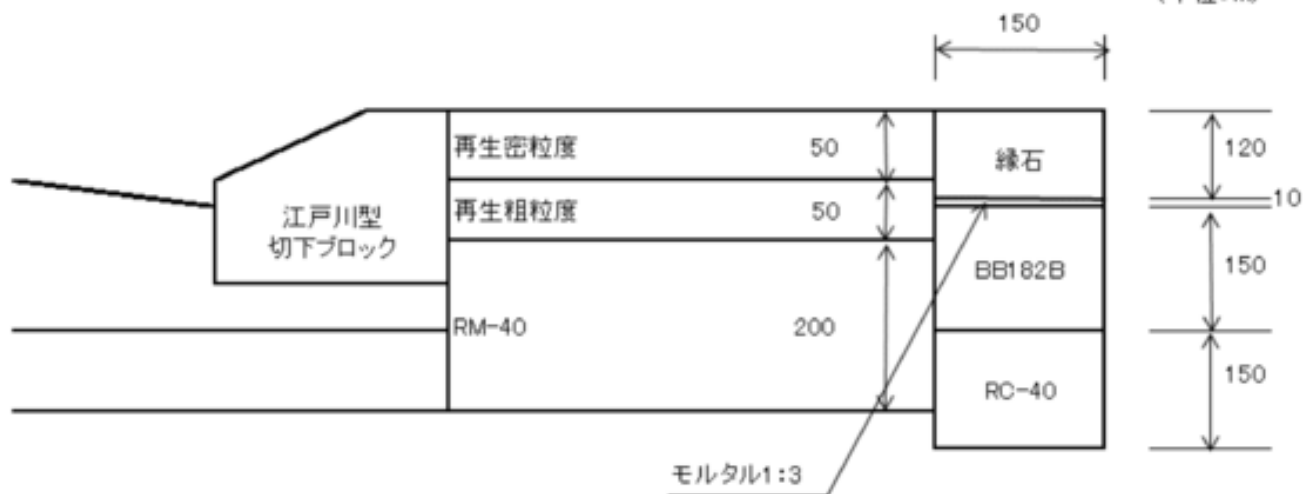
(注2) A、B又はC型にあっても、特に車両の出入りの多い箇所については、密粒度ポリマー改質型を用いるものとする。

(注3) 工事用等一時的な切下げは、D型を原則とする。

(注4) その他この工事基準により難しい場合は別途指示するものとする。

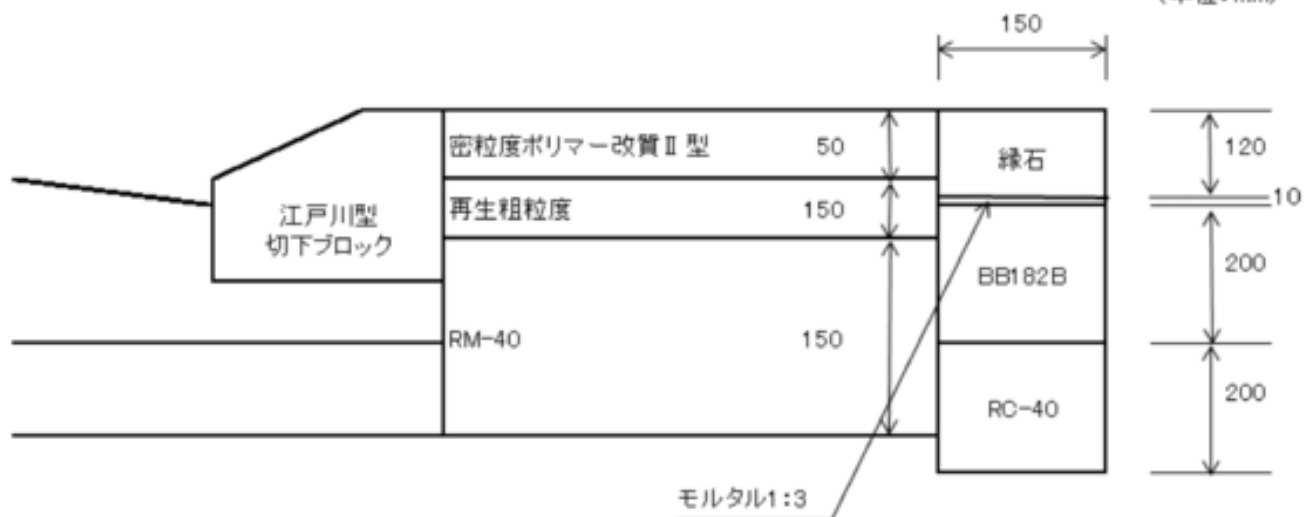
(ア) A、B又はC型の場合

(単位:m)



(イ) D型の場合

(単位:mm)



タックコート アスファルト乳剤PK 4 1平方メートル当たり0.3リットル(開放なし)

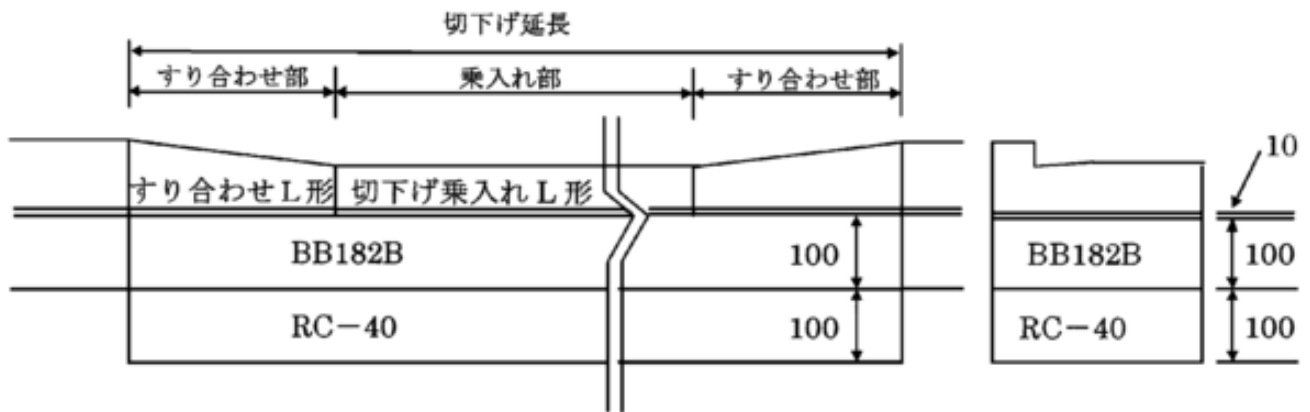
アスファルト乳剤PK 4 1平方メートル当たり0.6リットル(開放あり)

プライムコート アスファルト乳剤PK 3 1平方メートル当たり1.2リットル
ポリマー改質 型の場合は、PKR-Tを使用のこと。

サ 乗入れ施設を計画する場合には、埋設物、占用物件等の調査を行い、支障になる場合等は、事前に各々の管理者と十分に協議するものとする。

(2) L形側溝の切下げ

ア 切下げ構造



ただし、下記対象箇所は、中型車乗入れ構造とし、大型車は、特大型車乗入れ構造とする。

(いずれも江戸川区標準構造図参照)

対象箇所

(ア) 複数の車が通過する箇所

a 店舗

スーパー、コンビニ、ドラッグストア、コンテナボックス等

b 駐車場

コインパーキング(出入口あり)、月極駐車場、企業の駐車場等

c 公共施設

病院、学校、図書館、区の各施設等

d 共同住宅

マンション、アパート等

(イ) 複数かつ不特定(住居者以外)の車が通過する箇所

a 私道、敷地内通路、位置指定道路等

b コインパーキング(串刺し状態)

ただし、上記用途以外で判断し難い場合は、別途協議することとする。

イ 地下駐車場等の場合において、地下に雨水の流れ込むおそれのある場合は民地内で処理すること。

ウ 身体障害者用の切下げの申請があった場合は、原則として江戸川区(以下「区」という。)が施工するものとする。ただし、集合住宅等の場合は、区と協議の上、申請者が施工するものとする。

エ その他やむを得ない場合は、現況に応じて区と協議するものとする。

(3) 親水緑道の乗入れ

ア 親水緑道の乗入れ施設については、水路部、緑道部とも安全性を十分に考慮し、かつ、景観に合ったものとする。

イ 乗入れ施設の幅員については、歩道切下げに準ずるものとする。

ウ 緑道部分の表層については原形復旧を原則とするが、乗入れに適さない場合はこの限りでない。ただし、耐久性を十分に考慮するものとする。

エ 工事中は、水の流れを止めないものとする。

(4) 歩道切り開き

ア 斜め切り開きは、原則認めないものとする。

イ 歩道切り開き部分は、道路構造上車道として扱うため、その必要性については厳格に判断するものとする。

(5) ガードパイプ又はガードレールの撤去

ア ガードパイプ及びガードレールは、歩行者の安全を図るとともに、道路施設の防護を兼ねるため、撤去に当たっては十分に配慮するものとする。

イ 撤去の延長

下表を標準とする。

種別	収容施設の種別	延長
A型	軽自動車を収容する施設	3 m
B型	小型自動車を収容する施設 (8の一部並びに4、5及び6ナンバー)	5 m
C型	普通自動車を収容する施設で前面道路の幅員が狭い場合	
D型	普通自動車を収容する施設 (8の一部並びに1、2及び3ナンバー)	6 m

(注1) 自動車の種別は、道路運送車両法施行規則第2条による。

ウ 車道幅員と自動車の回転半径の軌跡等設置の必要性を実証できる場合は、現況を考慮して認めるものとする。

エ 特殊事情がある場合は、脱却式を認めるものとする。

オ 撤去端には端末支柱を設置するものとする。

カ その他上記によらない場合は別途配慮するものとする。

(6) 自転車、二輪自動車等の乗入れ

ア L形側溝の場合にあっては、コーピンは5センチメートルとし、切下げ延長は原則1.8メートル(斜含む。)とする。

イ 街きよ又はL形歩道の場合にあっては、歩車道ブロック又はL形側溝のみの交換とし、舗装は一般部とする。この場合において、切下げ延長は原則1.8メートル(斜含む。)とする。

ウ ガードパイプの撤去は、割り付けを考慮し最低延長とする。

(7) 植樹帯・植樹柵内の樹木の移植

ア 乗入れ施設の設置等に伴い樹木を移植する場合には、区の指示によるものとする。

イ 掘取り又は運搬においては、適正な枝抜き剪定、根巻き、幹巻き等を行うものとする。

ウ 植付けにおいては、控え木、灌水等による十分な養生を行うものとする。

エ 植付け後1年以内に移植樹木が枯れた場合は、原則として同等のもので補償をするものとする。

オ 移植先の植栽地盤が不良な場合は、黒土等の良質土へ入れ替えるものとする。

カ 控え木、幹巻き等は、移植樹木の形状寸法等により、区の承諾のもと省略することができる。

一部改正〔平成29年12月1日施行・令和元年8月1日〕

(乗入れ施設の管理)

第4条 乗入れ施設の管理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 承認工事における乗入れ施設の財産権は、区に帰属するものとする。

(2) 日常の管理は区が行うものとするが、明らかに申請とは異なる利用方法で乗入れ施設を破損したと認められる場合においては、申請者の負担により補償するものとする。

一部改正〔平成29年12月1日施行〕

(運用上の注意)

第5条 この基準の適用に当たっては、歩行者の安全について最大限に配慮するとともに、車両通行に与える影響も鑑み、所轄警察署とも十分に連絡を取らなければならない。

一部改正〔平成29年12月1日施行〕

付 則

この基準は、昭和52年11月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月1日）

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

付 則（令和元年8月1日）

この基準は、令和元年8月1日から施行する。